

(平成21年9月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで

申立期間に係る国民年金保険料については、転居直前の昭和 56 年 5 月に、当時居住していた市から郵送されてきた納付書により、銀行（名称は不明）の窓口で納付したと思うので、申立期間を国民年金の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、夫の転勤に伴い、20 歳以降に 5 回転居しているが、いずれも、国民年金の住所変更手続が適切に行われ、このうち、申立期間を除く 4 回については、転居直前の期間に係る国民年金保険料が現年度納付されており、申立期間のみ未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人が居住していた市は、申立期間当時、3 か月分の国民年金保険料納付書を 3 か月ごとに被保険者に郵送していたと回答しており、昭和 56 年 5 月ごろに 3 か月分の保険料を銀行の窓口でまとめて納付したとする申立人の主張と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年9月20日まで  
② 昭和20年10月31日から26年4月1日まで

平成11年12月に、夫の遺族年金の裁定請求のため社会保険事務所に行き、私の年金記録を確認したところ、A事業所及びB事業所（現在は、D事業所）C工場に勤務していた申立期間について脱退手当金の支給記録があることが分かった。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は全く無いので、申立期間を厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所C工場から提出された退社簿において申立人と同じページに氏名が記載されている女性従業員23人のうち、脱退手当金の受給要件（被保険者期間が6か月以上20年未満であり、婚姻又は出産のため厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性）を満たす10人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある7人は、いずれも、B事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から2か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の支給年月日、支給金額等が記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和26年4月1日）から約2か月後の昭和26年5月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。